

令和 5 年度
社会福祉法人東京かたばみ会
事 業 計 画

社会福祉法人東京かたばみ会

目 次

I 法人本部-----	1
第1 経営理念及び経営方針-----	1
第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況-----	2
第3 重点事項-----	3
II 調布八雲苑-----	6
第1 基本方針-----	6
第2 経営目標-----	7
第3 重点事項-----	7
1 管理課-----	7
2 福祉課-----	8
3 高齢者在宅サービスセンター-----	10
III 神代の杜-----	12
第1 基本方針-----	12
第2 経営目標-----	12
第3 重点事項-----	12
IV 調布市ちょうふの里-----	14
第1 基本方針-----	14
第2 経営目標-----	15
第3 重点事項-----	15
1 管理課-----	15
2 福祉課-----	16
3 高齢者在宅サービスセンター-----	16
4 地域支援課-----	18
V 上布田保育園-----	20
第1 基本方針-----	20
第2 経営目標-----	20
第3 重点事項-----	20
VI 調布なないろ保育園-----	23
第1 基本方針-----	23
第2 経営目標-----	23
第3 重点事項-----	23
VII 調布市立学童クラブ・放課後子供教室事業部門-----	26
第1 基本方針-----	26
第2 経営目標-----	26
第3 重点事項-----	27
1 学童クラブ-----	27
2 放課後子供教室事業-----	29

| 法人本部

第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は次のとおりである。令和5年度においても、法人の経営理念及び経営方針に基づき事業を展開する。

社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心でき、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共に感を大切にします。

社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努める。

2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努める。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。

3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、専門性の向上に努める。

4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努める。

5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図る。

第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況

1 新年度予算に見る社会保障関係費の動向

政府は令和4年12月23日、一般会計総額を114兆3,812億円とする令和5年度予算案を閣議決定した。新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策予備費として4兆円、ウクライナ情勢緊急対応予備費として1兆円計上するとともに、社会保障関係費等の増額もあり、11年連続で過去最大を更新した。

このうち、医療・介護等の社会保障関係費は、令和4年度当初予算より6,154億円増の36兆8,889億円と予算総額の3割以上となる金額を計上し、内訳では年金給付費が2.5%増の13兆857億円、医療給付費が0.5%増の12兆2,492億円、介護給付費は2.7%増で最も伸びが大きく、3兆6,959億円となった。

令和5年度厚生労働省予算案における重点事項としては、新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取り組みや地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進のほか、岸田内閣が提唱する「成長と分配の好循環」に向けた人への投資として、介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージに関連する予算が盛り込まれた。

パッケージは2040年にかけて介護ニーズが増加する一方で、現役世代が減少する中、介護サービスを維持・向上していくため、介護事業者の生産性向上や働きやすい職場環境づくりを後押しするものである。

これらの予算案は、令和5年1月23日に召集された第211回国会に提出され、2月28日の衆議院・本会議で可決、年度内の成立が確実となった。

2 社会福祉法人等の経営状況

独立行政法人福祉医療機構が公表した社会福祉法人の令和3年度決算に基づく経営分析結果によると、費用の増加が収益の増加を上回り、サービス活動増減差額率は前年度より低下、赤字法人割合は全体で3割を超え、前年度より5.4ポイント増加、介護主体法人では4割を超えるなど、拡大傾向にある。

社会福祉法人全体の職員採用率は14.7%で、離職率は14.0%、同一法人比較では、近年の採用率は低下傾向にある。

また、同機構が公表した福祉施設の令和3年度経営分析参考指標によると、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、通所介護の収益率が軒並み前年度より下がり、赤字施設の割合が特別養護老人ホームや通所介護で4割を超えるなど、前年度より増加している。

利用率は、特別養護老人ホームが従来型、ユニット型ともに94%、老人保健施設（入所）が88%、認知症グループホームが95%でいずれも前年度から減

少する一方で、通所介護については前年度から1ポイント増の70%だった。

人件費率は、特別養護老人ホームの従来型が66%、ユニット型が63%、通所介護が68%で、いずれも前年度とほぼ同率だった。

なお、東京都社会福祉協議会の調査結果によると、都内の特別養護老人ホームの約7割が派遣の介護、看護職員を雇用しており、多くの施設で必要な人員が集まらず、派遣職員費が人件費を圧迫している状況が浮き彫りとなった。

3 こども家庭庁の創設

令和5年4月1日に施行されることも基本法においては、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱の策定、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての周知、国や地方公共団体がこども施策の策定等を行うにあたってのこども等の意見反映に関する規定が設けられた。

このこども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を發揮するとともに、常に子どもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む組織として、令和5年4月1日から内閣府にこども家庭庁が設置される。

こども家庭庁の令和5年度予算案総額は4兆8千億円で、全国各地で相次ぐ保育施設での児童虐待や置き去り事故の未然防止に向けた職員配置支援を強化するほか、空き定員が生じる保育所の多機能化に向けたモデル事業にも着手する。

モデル事業はこども家庭庁の目玉政策で、少子化の進展などを受け、保育所の空き定員を活用して、未就園児を週1～2日程度継続的に預かり、支援計画の作成や保護者との定期面談を通じ、子どもの健全な発達や保護者の孤立防止に繋げることを狙いとしている。

また、改正児童福祉法を踏まえ、社会的養育を更に拡充させる方針で、児童養護施設や乳児院に対して、高機能化や多機能化を強力に進める姿勢を鮮明にしている。

第3 重点事項

1 中期経営計画の着実な推進

現在、各施設において中期経営計画に掲げる経営戦略の実現に向けた取り組みを進めており、理事会や経営会議等での情報共有や計画策定に携わったコンサルタント業者からの支援を受けながら、定期的に取組状況の進行管理を行っている。

全体的には概ね順調に進んできている中で、業績が悪化したり、取り組みに遅れや懸案が生じたりする場合には、法人本部として重点的にサポートし、計画の見直しも含めて適宜時点修正しながら取り組みを進めるとともに、計画の3年目にあたる令和5年度についても、これまで同様にP D C Aサイクルを通じた振り返りや改善策を検討、実践しながら、法人としての歩みを着実に進めていく。

2 法人内業務の統一化・効率化

法人本部が中期経営計画に掲げるテーマの一つである「本部機能の明確化」の取り組みとして、法人内業務の統一化・効率化に向けたシステム導入検討プロジェクトチームを立ち上げ、検討を行っている。

複数のシステム業者からの情報を踏まえ、給与明細の電子化や年末調整のオンライン化、電子決裁、高齢部門と児童部門で異なっている出退勤システムの一本化などを軸に検討を重ねるとともに、サーバーの入れ替えを見据えた人事情報を含む各種データの共有化を進めながら方向性を決定し、令和6年度からの運用開始に向けて準備・調整を進めていく。

3 新規学童クラブの円滑な運営及び児童館運営受託準備

調布市では、児童館の民間活力の活用方針に基づき、令和2年度から8年度までの7年間で、市内児童館11箇所のうち7箇所について公設民営による「地域型児童館」として民間事業者に委託することとしている。

そのうち、調布市立多摩川児童館については、当該地域の学童クラブを本法人が受託運営していることから、令和5年度から本法人が多摩川児童館学童クラブを先行して受託運営し、翌年の令和6年度から児童館運営を受託する予定となっている。

そのため、調布市と連携・協力しながら、児童及び保護者との信頼関係を構築するとともに、児童館運営に向けた引き継ぎを丁寧に行い、地域とのつながりや関係性を構築するなど、運営の基盤を整えていく。

また、調布市立第三小学校地域においては、学童クラブの利用者が年々増加していることから、同小学校敷地内に学童クラブが新設され、令和5年度から本法人が受託運営する予定となっている。

そのため、児童及び保護者が安心できる環境づくりに努めるとともに、地域や学校、行政からの信頼に応えるべく円滑な運営を図っていく。

4 調布市との連携及び新拠点進出

本法人が、経営理念及び経営方針に基づく事業運営を継続し、社会福祉法人としての役割を果たしていくためには、内部努力を続けていくことはもちろんのこと、調布市における高齢者福祉施策や子ども・子育て支援施策の動向を注視し、法人としての意見具申もしながら連携を密にし、市との協力体制の維持・強化に努めることが重要である。

とりわけ、公設民営保育園や児童館については、調布市から民間活力の活用方針が示され、公私連携型保育所への移行や児童館（併設学童クラブを含む）の民

間委託が順次進められている。加えて、公設公営保育園についても、民間活力の活用方針が今後示される予定となっている。

そのため、本法人の更なる発展を見据えた新たな事業展開を視野に入れながら、必要に応じて組織改正を行うなど、引き続き市からの情報収集に努め、定期的に意見交換を行うとともに、新拠点進出に向けた方向性について、内部協議を進めしていく。

II 調布八雲苑

第1 基本方針

開設から36年目を迎える調布八雲苑における令和5年度の基本方針は、「利用者と利用者をケアする職員を大切にする施設」、「行政と連携して地域における高齢者福祉実現を図る施設」の2つを掲げ、中期経営計画に基づく令和5年度の大規模修繕による施設のキュービクル式高圧受電設備や空調設備の刷新及び維持補修等により、さらに長期的かつ継続的に安全で快適な施設環境の整備を図っていく。

独立行政法人福祉医療機構（以下「同機構」という。）が令和4年12月27日に公表した「福祉施設の令和3年度経営分析参考指標」によると、同機構が融資を行っている施設における令和3年度の高齢者福祉施設の決算状況は、従来型特養の収益率が令和2年度比でマイナス1.2ポイントの1.4%、ユニット型では同じく令和2年度比でマイナス0.5ポイントの4.8%、赤字施設の割合（特養併設の短期入所含む）は、従来型42%、ユニット型が31%で令和2年度から微増となっている。

のことから、依然として高齢者福祉施設の厳しい経営状況がうかがえる。調布八雲苑の特養は従来型の施設であり、利用者の高齢化、重度化が進みつつある中でも、令和2年度からショート床の特養転換により4床の増床となっていることを踏まえるとともに、中期経営計画に掲げる特養利用率の向上に向けて、退所があった際の新規入居者に対する受け入れオペレーションの維持・向上や空室日数の管理、地域のケアマネジャーとのより良い連携など、取り組みの洗い出しを行い、利用率の向上につなげていく。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、地域包括ケアシステムの構築を目指して在宅介護中心の方針を掲げている。その中で、調布八雲苑としても、居宅介護支援事業所やデイサービスセンターを核に、地域と施設を結ぶ地域に開かれた施設として相談体制をより一層充実させ、利用者とその家族及び市民に高齢者が安全・安心に過ごせる居場所を提供していく必要がある。東京都でも東京ホームタウンプロジェクトという、多様な主体が力を合わせて「いくつになっても、いきいきと暮らせるまちをつくる」ことに挑戦する企画を実施中であり、調布市が策定した令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期調布市高齢者総合計画を踏まえた地域の関係機関との連携の更なる強化、地域住民との協働のほか、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ実習生や研修生の受け入れを行うとともに、引き続き、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら円滑な施設運営を進めていく。

令和5年度は、BCP（事業継続計画）の策定期限であり、遺漏なきよう着実

に取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルスを始めとする様々な感染症の予防対策の徹底、施設内における虐待防止及び身体拘束適正化の研修や各種委員会の充実などを図り、全職員への意識をさらに高めていく。

介護人材の採用が非常に厳しい状況の中、引き続き新たな人材の確保に力を注ぐ一方で、介護職員の負担を少しでも軽減すべく、腰痛予防や業務の負担軽減のためのＩＣＴ機器、その他方策の導入を検討するほか、東京都や調布市からの補助金等の情報を収集するとともに、介護に携わる多職種間の連携をさらに進め、利用者へのサービスの維持向上と職員の働く環境の改善を図っていく。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策では、国や東京都の対策に従うとともに、令和2年8月から施設内で勤務する全職員がそれぞれにエリアを決めて、始業後と終業前に施設内の清拭による一斉消毒を継続して行ってきた。当施設では依然としてクラスターが発生していないことからも、このような組織横断的な取り組みは、感染予防に極めて有効と考えており、令和5年度においても継続して実施していく。

第2 経営目標

令和5年度の経営目標を次のとおり掲げ、目標利用率の達成により経営の安定化を図る。

- | | |
|--|---------|
| (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 利用率 97% |
| (2) 通所介護事業（通常規模型） | 利用率 85% |
| (3) 通所介護事業（認知症対応型） | 利用率 82% |
| (4) 居宅介護支援事業（介護予防プランを含む。） ケアプラン作成数 75件／月 | |

第3 重点事項

1 管理課

(1) 中期経営計画に基づく経営改善の取組

令和4年度は、令和2年度に策定した中期経営計画の2年目であったが、職員の欠員に伴う派遣人件費の増加や新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、収支状況の改善を行うことはできなかった。中期経営計画3年目となる令和5年度についても引き続き、課題となっている人件費率の適正化や特養利用率の向上、デイサービスの運営体制など、中期経営計画に掲げる経営戦略の実現に向けて、職員間で現状を共有し、意識醸成を図りながら、施設全体で取り組んでいく。

居宅介護支援事業所では、他の居宅介護支援事業所の閉所に伴う利用者の引き継ぎを行うなど、加算の取得を目指して規模の拡大を視野に入れた活動を進めていく。

また、令和5年度には、開設以来2度目となる大規模改修を実施する。空調・設備・キュービクルなどの改修を中心に、令和4年度に申請した東京都の補助金を活用して利用者の安全かつ快適な生活に寄与する施設となるよう着実に準備を進めしていく。

(2) 人材の確保と育成

ここ数年、介護職への待遇改善加算等の導入により、待遇は改善されつつあるが、介護人材の確保については、変わらず厳しい状況が続いている。介護の記録や業務に関するＩＣＴ機器が普及してはいるものの、介護の主役はやはり人である。令和4年度から運用開始したリファラル採用制度を活用するとともに、採用媒体の拡大を図るなど、求職者の傾向を踏まえた求人方法や掲載媒体を工夫してより効果的な採用活動を進めていく。

特に伸びしろの多い新卒職員の確保については、できるだけ早い時期に高等学校や専門学校等への訪問を行い、研修生や実習生の受け入れを進めるとともに、実体験を通じた高齢者施設の魅力をアピールすることが重要と捉え、介護体験等の共有を深めつつ、雇用機会の拡大に積極的に取り組んでいく。

さらに、職員の知見を広め、資質と技術の向上を図るために、職員研修計画に基づき施設内研修を定期的に実施する。それ以外にも東京都社会福祉協議会主催の研修、民間研修機関によるオンラインや実践型の研修等に積極的に参加するとともに、職場内研修をより一層充実させていく。

(3) 給食内容の充実

給食内容については、介護に関連する多職種間での情報共有と連携に基づき、利用者の状態や要望に応じたきめ細やかな対応を行っている。

献立についても地域の業者を中心に食材を購入し、旬の食材を取り入れるなど、特別養護老人ホームやデイサービスを問わず、利用者には大変好評であるため、今後も引き続き、季節を感じられるような食事を提供していく。

また、令和4年度に完成した衛生管理マニュアルに基づき、毎月定期衛生検査を継続実施し、調理従事者の衛生管理意識の維持及び向上を図っていく。

(4) 神代の杜との連携

調布八雲苑のサテライト施設である神代の杜は、令和5年度で開設から11年を迎える。地域に密着したユニット型特養としての利点を生かし、近隣の保育園や地域住民活動への参画のほか、調布八雲苑との職員の人的交流や運営面でのノウハウの共有、施設運営上の課題解決に向けた情報共有を行い、安定経営及び運営に力を注いでいく。

2 福祉課

(1) サービスの質の確保と労働環境の省力化による業務改善

サービスの質の確保については、高齢者虐待防止法の推進、感染症対策、事故防止における安全対策など、国の制度改正に対応した委員会組織体制の改編を行うとともに事業継続計画（B C P）を令和5年度中に策定し、運営基準の順守を図る。

また、労働環境の省力化については、利用者の生活能力に応じた危険予測とともにサービスの質を確保するため、職員体制の維持を基本としつつ、福祉機器の導入により安全かつ効率的な業務方法へ舵を切っていく。

(2) ケアの質の維持と多職種連携の強化

令和5年度においても、入居者一人ひとりに寄り添った適切なケアの提供の推進を目標とし、多職種協働の視点からのアセスメントを定期的に実施することにより全職員で一貫性のあるケアに取り組んでいく。

また、ケアプランをはじめ、介護記録や申し送りなどの情報共有についても効率化を図り、ＩＣＴ化の推進によりケア時間の拡大に繋げていく。

これにより、入居者へのケアの質を向上させ、より安全かつ安心な生活を提供できるよう日々のケアに注力していく。

(3) 家族との信頼関係の強化と連携

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い家族と入居者はベランダと室内との窓越し面会であったが、従来実施していたロビーでの対面式の面会方法に戻すなど、入居者との面会機会の確保やケアプランの意向確認、メーリング機能等を活用した情報発信を積極的に行っていく。

また、入居者の医療的ニーズについては入居者や家族ごとに要望が異なることから、緊急時における本人の意思を尊重した医療・介護の方針決定に対する支援に努め、入居者の重度化や緊急時に適切な対応が行えるよう引き続き介護職の医療的スキルの向上を図っていく。

(4) 新規利用者の迅速な導入と空床期間の削減

調布八雲苑は市内最初の特別養護老人ホームであり、地域社会への貢献を法人の理念としていることから、介護度重度化傾向の方を優先的に受け入れてきたが、特養申込者数は年々減少傾向にあり、待機者の過ごしている場所の多くが病院や老健、有料老人ホームなどとなっているため、当該施設での新型コロナウイルス感染症におけるクラスター発生などの理由から、迅速な受け入れに苦慮している。

このことを踏まえ、令和5年度においては、入居申し込みをしている方の意向を定期的に確認し、適切かつ迅速な入所者選考により空床期間の縮減に努める。

また、市内外の関連機関へ広く空床情報の提供を行い、従来型多床室特養の利点をアピールしつつ、ニーズに合致した申込者の確保を図っていく。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) デイサービス

ア サービスの質の確保と介護保険制度の改定を見据えた取組

デイサービス事業においても、高齢者虐待防止法の推進及び非常時災害対策、感染症対策、地域との連携など、特養併設サービスの特徴を活かした事業継続計画（B C P）の策定の取りまとめなど、施設における委員会体制の改編により各整備を図ることにより運営基準の順守を図る。

また、令和 6 年度は医療・介護保険のダブル制度改正を迎える。デイサービスにおいては、訪問系サービスを取り入れた複合型サービスも検討されているなど、当事業所においてもこれまで新型コロナウイルス等の影響を鑑み、保留してきたデイサービス部門における各種加算体制やプログラムの在り方など、再検証を実施し、選ばれるサービスづくりに注力する。

イ デイサービス相互支援効果を活かしたプログラムの推進

令和 5 年度においても、デイサービスの集団的相乗効果を発揮するため、感染症拡大防止対策の徹底を継続しつつ、イベントの開催や外部ボランティアとの協働を推進する。

また、デイサービスの機能が引きこもりの防止やフレイル予防としての効果につながるよう、利用者ニーズに応じた選択的活動の提供や利用者間における相互支援効果が地域で暮らす一助となるよう関係機関や家族と積極的に連携を図っていく。

ウ 利用率及び収支の安定化の維持

令和 5 年 5 月から新型コロナウイルス感染症の分類変更が予定されているものの、デイサービスにおいては、集団活動性が高いことから感染症対策の徹底は継続的に行っていく必要がある。

このことを踏まえ、令和 5 年度も引き続き、感染症の影響を鑑みた運営に注力するため、利用者数の定員管理を徹底するとともに関係機関への P R 活動を行い、新規利用者の確保を図っていく。

また、収支の安定化についても引き続き、感染症対策に伴う経費等の適切な把握とともに、物価高騰に対し、活動費等の見直しを行うなどコスト管理を徹底していく。

エ 認知症高齢者ケアの実践と家族支援の強化の継続

認知症対応型通所介護においては、令和 5 年度も引き続き「自己実現」「自己達成」を目標に心身機能の活性化に繋がるプログラムの展開を図っていく。

また、家族（介護者）支援においても、サービス提供時間の適切な設定及び祝日運営によるレスパイト機能を維持するとともに、ケアマネジャーとの

日々の連携や運営推進会議を通じ、多様化する「家族の声」にもしっかりと対応していく。

なお、独居高齢者や認知症高齢者を介護する方々から「コロナ禍における継続した暮らし」について、多くの不安の声を聞いてきたことから、令和5年度からは、調布八雲苑の利用が、「安心な暮らしの継続」に繋がるよう家族やケアマネとの連携を深めていく。

(2) 居宅介護支援事業

ア ケアマネジメントの質の向上及び公正中立なケアマネジメントの継続

令和5年度も引き続き、「利用者が望むその人らしい生活の実現」を目標に、公正中立なケアマネジメントを維持し、自立支援型・機能向上型の視点から専門性の高いケアマネジメントを実施する。

また、質の高いケアマネジメントの提供を図るため、地域ケア会議の参加やケアプラン点検、事業所内連携を積極的に実施し、情報の共有や協働により利用者の意思に基づいたケアプランが適切に提供できるよう、介護支援専門員の資質向上に努めていく。

イ 地域高齢者への支援強化と健全な経営体制への取組

令和5年度においても、調布市八雲台地区に所在する唯一の居宅介護支援事業所であることを自覚し、各関係機関と連携を図り、地域に貢献できるよう「切れ目のない医療及び介護サービスの提供」を基本方針とし、利用者及び介護者が安心して生活を継続できるよう努める。

また、施設運営を基盤とした当居宅介護支援事業所の強みを活かすなど、人員体制を段階的に拡大しながら、多種・多様なニーズに対応できる体制を構築していく。

III 神代の杜

第1 基本方針

本施設は、地域密着型介護老人福祉施設であり、かつ調布八雲苑のサテライト施設である。このことから、調布市と調布八雲苑との密接な連携と情報共有により、円滑な施設運営を行う。

また、地域密着型施設としての機能強化を図り、地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）、地元自治会、地区的民生児童委員協議会や近隣の小学校・保育所などをはじめとする関係機関との連携を重視し、地域に貢献するとともに地域から選ばれる施設になることを目指していく。特に、地域との連携で安心・安全を確立できるよう努める。

介護保険制度の動向については、社会保障審議会介護保険部会の議論を注視していく。特に、利用者負担の引き上げが議論されている状況から、入居者及び代理人（家族）に必要な情報を提供していく。

利用者ケアについては、入居者一人ひとりの個別ニーズに応じたサービスを提供し、これまでと変わらない日常生活を維持できるよう、ユニットケアの特性を活かした支援体制の継続を図る。

なお、中期経営計画3か年目の取り組みについても「拠点の戦略」を推し進めるとともに、感染症対策や災害対策に取り組むことで入居者サービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していく。

第2 経営目標

利用率については、以下のとおりとする。

中期経営計画では、ここ数年の実績から達成可能な目標値としているが、令和4年度の実績を勘案するとともに、特に短期入所生活介護事業（ショートステイ）については、中期経営計画に基づく取り組みを推進することにより、更なる利用率の向上を目指し設定した。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） | 利用率 97% |
| (2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ） | 利用率 80% |

第3 重点事項

1 ユニットケアによる個別ケアの推進

新規入居者の入居前の生活の場が老人保健施設等の施設入所の方よりも自宅の方が多くなつたことに鑑みて、自宅で生活していた生活リズムを継続して自律的で安心した環境となるよう配慮する。

また、ユニット内の生活環境については、入居者からの意見、要望を確認して

落ち着いて生活できる居住場所を提供していくとともに、入居者が安心で安全に生活できるよう、一人ひとりの状態に応じた福祉用具を多職種と共同で協議し、購入することで、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。

2 安定した経営のための取組

令和4年度に引き続き、中期経営計画に掲げる経営戦略を推進するため、ショートステイの利用率向上に向けた手段を講じる。

具体的には、ショートステイの新規利用者の初回利用について、令和4年度までは、要介護1及び2の利用者を3泊以上で受け入れ可能としていたが、令和5年度からは、要介護3以上の利用者についても、心身の状態により3泊以上の受け入れを可能とする。

新規利用者の予約についても、利用の2か月前からとしているものを3か月前から受け付けることで、新規利用者が利用しやすい事業所を目指す。

また、支出面においては、直接雇用の有期契約介護職員をできるだけ多く採用することで、人件費抑制の手段を講じる。具体的には、求職者が希望する就業時間帯で応募できるようにして、就業時間と業務面でマッチングするようあれば積極的に採用していく。

3 地域密着型施設としての地域貢献について

地域住民や地域団体に対して、活動する場の提供や入居者と一緒に活動を検討するなど、コロナ禍においても施設資源を還元できるよう取り組んでいく。

また、前年度に引き続き、災害時の相互協力体制を構築することで一層の関係強化に努めつつ地域防災力を高めていく。

なお、2か月に1回開催している運営推進会議では、地域の情報収集を行うとともに、施設が抱える課題についての情報共有や意見交換を行う。

III 調布市ちょうふの里

第1 基本方針

1 利用者サービスの向上と高齢者福祉の推進

ちょうふの里では、利用者一人ひとりの人権を尊重し、尊厳ある暮らしが送れるよう日常生活の支援をしている。日常生活の支援については、全ての事業において、ケアプラン（介護・機能訓練・栄養・健康）に基づいたサービスを提供するとともに、利用者、家族及び関係者とより一層強い信頼関係を築くために、適時かつ的確な情報提供及び共有を実践していく。

また、事故防止及び感染症予防への対策に万全を期し、万一の災害発生時に備えた備蓄品の確認及び補充を進め、安心して利用できる環境を整備する。

高齢者福祉の推進にあたっては、公設施設としての役割を認識し、地域福祉の拠点として福祉・介護サービスの質的向上を図り、コロナ禍で希薄になった地域住民等との関わりを推進し、地域住民との良好な関係を築くことにより「選ばれる施設」になることを目指していく。

2 人材の確保・育成

介護・看護職の人材不足は危機的な状況で、ちょうふの里においても全課で欠員状況が続いているため、令和5年度の求人活動については、多種多様な方法を実施していく。

具体的には、法人のホームページ、ハローワーク、有料の求人サイト、調布市報や調布市のホームページなど様々な媒体で適宜、求人を掲載するとともに、福祉系専門学校やハローワークが主催する就職説明会に参加するなど積極的に取り組んでいく。

また、施設見学についても柔軟に対応すると同時に、職員が安心して働く職場環境づくりを進め、課内研修や外部研修を活用し、資質の向上を目指していく。

3 感染症対応の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大から3年が経過し、その間何度も押し寄せてきた感染の波を、現場で働くエッセンシャルワーカーの職員の協力を得ながら乗り越えていることができている。

そして令和5年5月には、法律的な取り扱いも緩和される方向で進んでいる中、ちょうふの里の感染症対応について、新たな見直しを行う必要がある。

「施設に持ち込まない」「施設で広げない」を基本に、過去3年間の経験と施設内のクラスター発生の反省を活かしながら、高齢者施設での新たな感染症対応を構築していく。

第2 経営目標

新型コロナウイルスが利用率にも影響を及ぼす中、各事業の利用実績や内部努力により現実的に達成可能な目標値とした。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用率	96.0%
(2) 短期入所生活介護事業（単独型ショートステイ）	利用率	92.0%
(3) 通所介護事業	利用率	80.0%
(4) 通所介護事業（認知症対応型）	利用率	75.0%
(5) 居宅介護支援事業	ケアプラン作成数	150件／月
	予防プラン作成数	20件／月
(6) 訪問介護事業	サービス提供時間数	510時間／月
	障害サービス提供時間数	20時間／月

第3 重点事項

1 管理課

(1) 中期経営計画に基づく取組の推進

中期経営計画の3年目にあたる令和5年度においても、引き続き公営施設としての役割を認識しつつ、それぞれの事業所間で連携・協力し、情報共有しながら、経営戦略の実現に向けて着実に取り組みを進めていく。

(2) 経費の削減

長引く新型コロナウイルスの流行やロシアによるウクライナ進攻等の影響による小麦等の原材料価格高騰や原油価格の上昇による物流費など物価が急騰している。

今後も物価高騰や燃料費等の高騰は、続くと予想されるため、利用者サービスに影響のないところで経費の節減を進めていく。

具体的には、裏紙の活用や使用していない部屋のこまめな消灯など、小さなことからできることを継続していく。

また、施設の職員に「経費節減のアイデア」を募集し、良い提案があれば施設全体で取り組んでいくなど新しい試みを実施していく。

(3) 安定した食事の提供と環境づくり

給食調理業務の直営化から5年が経過した中で、日々の業務については安定した食事を提供できる体制が整ってきた。

しかしながら、募集しても応募の少ない調理補助員や現在就労している調理補助員の高齢化など、人員体制の点で多くの課題がある。

令和4年度に引き続き、調理員の正規職員化を進めていくとともに同じ法人内の相互支援も活用しながら業務の見直しを進め、最小の経費で最大の効果を目指し、効率化に努めていく。

2 福祉課

(1) 利用者の尊厳の尊重

- ア 利用者の「今できること」、「個々の思い」に即したケアプラン作成に努め、一人ひとりの個別性を理解し、その方に応じたケアを実践する。
また、利用者に寄り添うケアを多職種間で連携して取り組む。
- イ 法人の職員コンプライアンスマニュアルをもとに、介護サービスに携わる職員として自らの行動を律し、利用者の尊厳を大切にした支援に努める。

(2) 利用者支援の充実

- ア 利用者の解決すべき生活課題や可能性を把握し、安心・安全な生活環境を作り、利用者個々の有する能力が十分発揮できるようサービスの提供を行う。
- イ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする、様々な感染症への対策を講じながら、季節を感じられる行事及び余暇活動を積極的に取り入れる。
また、利用者相互の交流やメリハリのある日常生活に繋げられるよう取り組んでいく。
- ウ 利用者が明るく楽しくゆったりと生活できるよう、様々な感染症や介護事故及び有事等への対応力強化を図り、安心で安全なサービス提供に努める。
また、福祉器具の更新や生活動作支援用具などの使用を進め、利用者及び職員にも負担の少ないケアを推進する。

(3) 職員・人材育成の充実

- ア 施設内・外の研修へ積極的に参加し、各種介護等でその内容の共有化を図り、サービス向上に努める。
また、高齢者の権利擁護に着目し、提供されている日々のケアが適切か自己及び他者からの視点によるチェックや組織体制の点検を試み、利用者の尊厳あるケアの実現に向けた人材育成を行う。

- イ 介護実習や体験学習など、関係教育機関と積極的に情報交換を行いながら福祉人材の育成に寄与し、魅力ある学べる職場づくりを推し進め、安定的な人材確保に繋げる。

(4) 利用者家族との連携

- 引き続き感染症対策等を講じながら、利用者家族の面会や家族との情報交換を行い、利用者の心身状態や日々の生活等、必要な情報共有を図りながら家族との連携強化と信頼関係の構築に繋げる。

また、個別カンファレンスにより時宜を得た対応が行えるよう調整していく。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) 通所部門

- ア 変化する新型コロナウイルス感染対策への対応

引き続き新型コロナウイルスへの対応については、細心の注意を払い、感染予防対策の変化にも対応しながら、制限されてきたアクティブな活動、行事の再開に努めていく。

イ 円滑な在宅生活を継続するための支援

他のデイサービスで提供することが難しい理学療法士による「立つ」、「座る」、「歩く」を軸にした機能訓練を行う。認知症の人には「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」を軸に尊厳の保持に根差した機能訓練を進めていく。

ウ 職員育成の強化

当たり前に行ってきたことに対し、常に「なぜ?」と問い合わせ、職場の外の情報にも広くアンテナを張ることのできる職場環境を醸成することで提供するケアを充実させていく。

エ 利用者の重度化への対応

近年、利用者の介護度が重度化し、かつ認知症の行動・心理症状も多動や拒否など多様化しており、これらに対応できるよう職員の介護力のレベルアップを図る。

オ 家族支援の拡充

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、書面での開催としていた家族会や紹介の会を再開し、語り合い、交流することで情報交換できる場を提供していく。

カ 安心・安全の配食と安否確認の実施

引き続きアレルギーや食中毒には十分注意を払い、多様化する食種への要望についてもきめ細かな聞き取りをした上で、安心して食べられる食事を提供する。

また、調布市の配食事業は安否確認に重きを置いていることを再度、関係機関への周知に努めていく。

(2) 短期入所部門

ア 利用者援助の充実

在宅生活を継続する上でのサービスとしてショートステイが必要不可欠の中、利用者の生活環境に配慮しながら個々に抱えるニーズや課題と向き合い、関係機関と連携を図りながらニーズ等に答えられるよう支援する。

イ 事故の防止

利用者の加齢や疾病、意欲の低下、機能の低下などが事故の要因に繋がることから、各職種での「気づき」をもとにした利用者の変化に対してケアの見直しを図り、事故の予防に繋げていく。

ウ 人材確保と育成

度重なる人材不足の中で引き続き利用者への十分なケアが提供できるよう必要な人材を確保し、職員の安全、安心な労働環境を整備する。

また、様々な課題に対して各職員が問題意識を持ち、それぞれの階級において報告・連絡・相談・実行を基本とし、チーム力の強化に努める。

エ 感染対策

新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない中で、これまでに講じた感染対策も変化してきているため、BCPの見直しを図り、施設として取り組むべき対策を講じ、利用者が安心して利用できる感染対策の更なる構築に努める。

オ 安定した事業運営

公設施設としての社会的使命や役割を果たしていきながら、各居宅支援事業所をはじめとする各関係機関と情報の共有を図り、社会の変化に適切に対応していくよう事業の安定化に努める。

4 地域支援課

(1) 地域包括支援センター

ア メイン・サブセンターの運営

令和3年4月の開設から2年目を迎えたサブセンターは、地域住民や関係機関に対し十分に周知し、認知されてきているが、急遽、令和6年3月末以後の賃貸借契約の更新ができなくなったため、新たな物件探しと転居・開設準備を令和5年度中に進める必要がある。

また、令和5年度は、「第8期調布市高齢者総合計画」の最終年度であり、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、主任介護支援専門員は行政と共に介護保険事業の円滑な運営を行い、社会福祉士は虐待対応などの権利擁護を支援し、保健師・看護師は介護予防の啓発と地域住民と連携した取り組みを行うなど、この三職種が中心となってそれぞれの役割を担いながら進めていく。

併せて、認知症地域支援推進員兼医療福祉連携担当・みまもっと事業担当者も、各々の専門性と役割を發揮し取り組んでいく。

イ 総合相談支援業務の充実

地域包括支援センター及びサブセンターは、高齢者やご家族の方が身近な地域で気軽に安心して相談や情報提供を受けられる総合相談窓口となっている。多様化する相談に対応できるよう「包括的・継続的ケアマネジメント」、「虐待防止・権利擁護」、「介護予防支援」などの基本的な機能に加え、「認知症支援・医療福祉連携」についても維持、向上を図っていく。

ウ 関係機関との連携強化

「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取り組みについては、地域包括支援センターが中心となって、「地域ケア会議」や「関係者会議」を企画・開催していく。実際の支援困難ケースや医療依存の高いケースへの協働支援は、重層的支援体制整備事業の活用や、医療・福祉機関の専門職との多職種連携はオンラインも活用し強化を図る。

認知症支援の取り組みとしては、社会福祉協議会職員との共同で小中学校への認知症サポーター養成講座による将来を見据えた街づくりを推進している。

また、調布市と連携し、「調布市もの忘れ予防検診」受診者のフォローを行うことや認知症疾患医療センターとの認知症カフェなどによる、ケアラー支援の充実を図る。

(2) 居宅介護支援事業所

ア 収支の安定と信頼されるマネジメントの実施

現在、取得している「特定事業所加算Ⅱ」を継続できるよう、要件を含めた体制を整えるとともに、介護支援専門員一人ひとりが担当するケアプランの目標数を積極的に確保することで収支の安定を図る。

また、「特定事業所加算」の要件を遵守し、質の高いケアマネジメントを実施し、利用者が安心して在宅生活が送れるように支援する。

イ 介護支援専門員の質の向上

利用者の支援に必要な知識や情報を積極的に収集し、毎週開催している「ケアマネ会議」で情報の共有を行い、スキルアップを図る。

また、多くがオンライン開催となっている外部研修については、個別研修計画に沿って内容を決定し、確実に参加できるよう必要なオンライン環境等を整備していく。

(3) 訪問介護事業所

ア 在宅生活を快適に送るためのサービス提供

在宅介護の重要な要素のひとつである「自立支援」を意識したサービスを提供し、利用者が快適に在宅生活を送れるように支援していく。

また、月に一度のヘルパー会議を活用し、研修や介護演習を行い、ヘルパーのスキルアップや知識の向上を図る。

イ 経営の安定

令和4年10月から導入を開始した「訪問介護管理・記録ツール」を活用し、必要な情報や連絡を迅速かつ正確に行い、安心・安全のサービスを提供する。

また、定期的に居宅介護支援事業所に空き情報を提供し、更なる新規利用者の獲得に向けて定期的に計画していく。

V 上布田保育園

第1 基本方針

コロナ禍で過ごした3年間は、保育の環境や行事の方向性などさまざまな変化をもたらせた。特に、保護者の行事参加や懇談会等の機会が少なくなったことで、保護者同士が知り合う機会や子どもとおとなが一緒に育ち合う機会が減り、子育て仲間の繋がりを持つことができなくなった。今この時代に子育て家庭をどのように支援していくか、あらためて保育園の持つ役割を考える機会となった。卒園後も支え合え、信頼できる子育て仲間を繋げていくために、保護者同士の繋がり、家庭同士の繋がりを再構築することに重きを置き、保護者支援に取り組んでいく。その繋がりの中で、子どもたちが健やかに育つための地域環境を整えていくことに力を注いでいく。

令和4年度は裾野市の保育園での園児虐待事件を皮切りに、各地の保育園での虐待事案が相次いで報道された。それを受け、虐待防止対策や子どもの人権についての論議がさまざまな場でなされることになった。自園では、子どもの人権について考える園内研修に取り組んでいる。子どもを一人の人として尊重する姿勢を職員が常に持つことが何よりも大切だと考え、「子どもの権利条約」を軸に、今後も子ども一人ひとりの思いを尊重し、園内研修を積み重ねながら学びを深め、子どもたちと向き合っていくとともに、園内研修や諸会議を重ねていく中で職員同士もお互いを尊重し、認め合う関係を作っていくことで誰もが尊重し合える環境作りに努めていく。

また、ICT化の導入により、少しずつ事務の効率化が進んでいる。時間や心のゆとりを生み出すことで、保育の質の向上に繋がる園内研修や、子どもの育ちを語り合い共有し合うことで同じ方向を見据えた保育へと繋がる諸会議の充実を図り、職員一人ひとりが主体的に考え行動する力をつけ、いきいきとやりがいを感じる職場作りを目指していく。

第2 経営目標

職員の視野を広げ保育の質を高めていくために、法人内の保育施設2園での合同研修及び、園内でのクラス担任の交換研修を実施し、職員同士が学び合える場を提供していく。

- (1) 保育園2園での職員見学交流 年4回
- (2) 園内でのクラス担任交換研修 年7回

第3 重点事項

1 中期経営計画への取組

中期経営計画に基づき、保育環境の整備、修繕計画の遂行、職員育成等に計画的に取り組んでいく。

また、毎月の運営会議にてその進捗状況を確認し、園長、主任、副主任を中心とし推し進めていく。

2 豊かな育ちに繋げる保育

子どもがいきいきと主体的に遊びを展開していく環境作りを目指し、遊びが深まり発展していくようにサポートし、学びへと繋げていく。

(1) 自然を生かした園庭の改造計画を推し進め、子どもが「やってみたい」遊びをたくさん見つけ、挑戦していくことのできる環境作りに取り組んでいく。

また、2階テラス改修後の環境において、子どもの遊びの様子を観察し、育ちの検証をしていく。

(2) 子どもの遊びが発展していくための道具やさまざまな素材を揃え、発想豊かな遊びの展開をサポートしていく。

また、それぞれの遊びの広がりの中から、発達に応じた経験を積んでいくようサポートしていく。

(3) 一日の遊びの「振り返りの会」を子どもと一緒にを行うことで、遊びを共有し、発展を促してさまざまな体験や学びに繋げていく。

また、振り返りの内容を見える化することによって、子どもたち、保護者、職員がその遊びにさまざまな形で参画していく。

3 安心して子育てに向き合う関係作り

子どもが健やかに育っていくために、職員と保護者との信頼関係を築くとともに、保護者同士が繋がる機会を設け関係を深めていく。

また、保護者同士が子育ての悩みを分かち合い協力し合う関係が作れるように、サポートをしていく。

(1) 保育士体験、保育参観、行事等を通して、保護者が子どもたちと関わる機会を持ち、子どもの育ちを通して思いを共有していく経験を重ねながら、保護者と職員が子どもにとっての最善と一緒に考える関係になることを目指す。

(2) 「子どもを真ん中に」プロジェクト等、保護者と職員が語り合う場を設け、保護者同士、家族同士が知り合い、職員、保護者同士が繋がる場の提供をしていく。

また、保護者と職員、保護者同士の関係を深め、子育てを共に楽しむ仲間を増やしていく。

(3) 子どもの遊びの中からの学びや育ちについて、保護者に伝え、思いを共有していくために、おたよりやドキュメンテーションをこまめに作成し、積極的に

発信していき、保育への理解を深めながら信頼関係を構築していく。

4 職員がお互いを認め合い、高め合う職場

子どもにとっての最善の利益を追求することを軸に、職員同士が一緒に考え方語り合う風土作りに取り組み、それを積み重ねていくことで保育の質の向上へと繋げていく。

- (1) クラス担任交換研修、園庭改造計画を含めた保育環境作り、「振り返りの会」の取り入れを中心に園内研修を計画し、取り組む。その中で、職員が思いを語り合い共有していく機会を多く持ち、保育の方向性を擦り合わせていくことで質の向上を目指すとともに、職員の同僚性も高めていく。
- (2) なないろ保育園との合同研修や他施設への見学や交流をもとに、それぞれの職員の視野を広げ、自園の保育や保育環境の整備に役立てていく。
- (3) システムを活用していくことで事務軽減など仕事の効率化を図り、職員一人ひとりが時間と心にゆとりを持ち、意欲的にいきいきと仕事に取り組める環境整備に努めていく。

VI 調布なないろ保育園

第1 基本方針

2020年の新春から発生した新型コロナウイルスの感染拡大も4年目を迎え、この間保育園では感染症防止を行いながら、その中でも人と人との豊かな関係作りを模索し、構築してきた。

保育園は、子ども達を社会に向けて旅立たせるための人間磨きをするところだが、新型コロナウイルス感染の急拡大に示されるように、社会が急速に変化していく中で、子ども達の未来には体験したことのない解決困難な問題が予想されている。

保育はそうした社会でも子ども達が幸せに生きていく術を、家庭の思いを汲みながら、今までにも増して丁寧に考え、取り組む岐路に立たされている。

そのために、園目標や保育所保育指針に示されている子ども達の育ちを保障する保育内容の具体化、明日の保育を子ども自らが主体的に関わり、大人とデザインし合っていく実践が重要な意味を持っていくので、保育環境の整備や、子どもの暮らし方の探求を、強みである職員のチームワーク力を活用して実践していく。

特に、新型コロナウイルスの発生と同時期に改築した園庭では、子ども達の主体的な遊び、健康な体作り、友達や自然との関わり、そして保護者や地域の方々との触れ合いなど、場所をとおした「縁」が枝葉を広げ始めている。令和5年度は「園庭」を「縁庭」と捉え、「縁庭」を拠点とした新たな縁作りを深めていく。

また、保育実践が自由で創造的な営みであるためには、子どもの成長を支える職員の働き方を保障することも大切である。現在使用している保育システムの更なる活用を推進しながら、重複している業務の改善等を行い、働く職員自身が心身ともにゆとりを持って保育を楽しめるよう取り組んでいく。

現在、少しずつ緩和された暮らしの中で、コロナ禍の経験から得た「予測不可能なことの中でも真意を見つけるエネルギーや発信力」、「創造することの大変さや楽しさ」を、保育園に携わる全ての人の縁の中で、感謝をしながら保育を推進していく。

第2 経営目標

一時保育利用率70%を目標とし、西部児童館や子ども家庭支援センターと連携した子育て支援を実施していく。

また、「縁庭」を拠点とした園の保護者や地域家庭が集う機会を、令和4年度に対し20%増を目指して実施する。

第3 重点事項

1 中期経営計画の取組

中期経営計画に基づく経営課題を実現するため、園内のP D C Aサイクルを活

用して、進捗の管理や報告を職員会議等で確認しながら、行動計画のテーマに沿った取り組みを実行する。また、取り組みが利己的にならないよう、第三者評価等を利用し、園運営が保護者から客観的な視点で評価される機会を持つ。

2 生きる力を育む保育実践

子ども達が「たくさん的好き」を発見し、自己肯定感を養いながら健やかに成長していくよう、一人ひとりのエピソードを担任やクラスを超えて共有しながら保育に携わっていく。特に、未来に漠然とした不安感を持ちやすい現代社会の中で、夢や希望を抱ける子に育つよう、子どもに関わる大人自身が広い視野を持ちながら前向きに楽しく過ごしていく。

(1) 遊びと暮らしを整える

令和4年度に園庭と室内環境の連動性を構築する中で、それらを結ぶ中間地點での環境設定の工夫や、登園してから降園するまでの暮らし方の見直しの必要性を実感した。子ども達の時間を充分確保し、一日が、次の日に繋がっていくように職員間の対話を生かして形成していく。

(2) 保育園と保護者、地域との関わり

新型コロナウイルスの影響で制限は続くが、感染拡大に注力しつつ「保育参加」「保育講座」「お父さん集まれ・お母さん集まれ」等、保育園と保護者とが関わり合い、絆を深めていく場を設けていく。また、地域家庭と協力して子育てを行えるよう、定期的な園庭開放やマタニティ講座を開催し、保護者同士の関係を結んでいくとともに、保育園とのパートナーシップを築いていく。

(3) 職務内容のスリム化

令和3年度に導入した保育システムでは、日々のドキュメンテーションや子どもの成長記録、各家庭との連携等活用の幅を広げてきた。令和5年度は職務内容で重複している箇所を洗い出し、更にスリム化して事務の効率化を目指すとともに、事務の効率化で生まれた時間を子どもと接する時間や保育準備、職員の休憩保障として活用していく。

3 職員の資質向上

(1) 同僚性の向上を目指した研修の受講

令和4年度に年齢別研修を受講したことで、対話性を生かした豊かな職員集団へと更に成長した。令和5年度は受講の選別を行い、培ってきた同僚性を生かしてより実践的な保育展開へと繋げていく。保育の事例から拾い上げた学びを園内研修等の機会で自分の言葉で語り合う風土を作り、保育の質の向上や課題の発見に結び付け、互いをリスペクトする関係性を構築する。

(2) 合同研修の実施

上布田保育園との交換見学を計画的に実施し、それぞれの園の成果や、工夫等を共有して自園の保育に役立てたり、今後の人事交流に備えたりしていく。

また、見学後に反省会を実施し、お互いの意見交換を行って交流を深めていく。

4 SDGs の実践

2030年までに達成すべき17個の目標の中から令和4年度に引き続き「つくる責任つかう責任」に着目し、子ども達と一緒に食品ロス減少や資源の再利用等に取り組む。具体的には残菜を利用した堆肥作りや、地産地消の積極的な導入、また廃材を利用した遊びの充実など、保護者や地域と共同して行っていく。

VII 調布市立学童クラブ・放課後子供教室事業部門

第1 基本方針

学童クラブでは、法人が培ったこれまでの経験と、子どもたちへの育成実績を踏まえ、以下の3つの年間育成目標を掲げ育成支援を行う。

〈3つの育成目標〉

- 1 基本的な生活習慣を身につけ、自分で考え行動する
- 2 集団生活の中で社会性を身につける
- 3 育成を通して様々なことを感じ、考え、それを自己表現する

また、各学童クラブの特色や環境に合わせた重点事項及び月間目標を定め、保護者や地域の関係団体等との良好な関係を築きながら、円滑な運営に努める。

次に、調布市放課後子供教室事業「あそビバ」（令和5年度から名称変更。以下「あそビバ」という。）では、放課後の学校施設等を利用して、異なる年齢の子どもたちが、自由に遊びながら交流を図り、安全に安心して遊べる居場所となるよう職員の質の向上に努め、安定した運営を行う。

また、学童クラブや近隣の児童館等との連携、協力を深め、地域のボランティアを活用するなど、日々の活動や様々な行事を通して、子どもたちが社会性や創造力を養うための場となるように努める。

新型コロナウイルスの感染状況が未だ先行きの見えない中、不安や緊張を抱える心理状態が長期間続いているが、職員へのメンタルフォローを行いつつ、職員一人ひとりが子どもの人権に対する意識を持ちながら、子どもたちが楽しく過ごせる居場所の提供に務め、保護者とともに児童の成長に寄り添っていく。

第2 経営目標

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする中期経営計画の3年目にあたる令和5年度は、学童クラブ・放課後子供教室事業部門として掲げる経営戦略を実現するため、行動計画に位置付けた取り組みを更に推進する。

また、下記の表のとおり、各施設における子どもたちのケガの発生を最小限に抑えることを目標に、引き続き、安全で安心な管理運営に努める。

年間延べ利用人数	施設名	受診件数目標
10,000人未満	第三小学校学童クラブ 第三小学校、富士見台小学校、石原小学校、若葉小学校、多摩川小学校、飛田給小学校の各放課後子供教室事業	3件以下

15,000人未満	なないろ第1・第2学童クラブ、わかば学童クラブ、多摩川小学校学童クラブ、あおば学童クラブ、多摩川児童館学童クラブ	4件以下
20,000人未満	かみいしわら第1・第2学童クラブ	5件以下

第3 重点事項

1 学童クラブ

(1) 安全・安心な学童クラブ運営

ア ヒヤリハット事例の共有

職員の安全に対する意識をより一層高めるために、各施設で日々のヒヤリハット事例を記録する。その上で、職員間で情報共有し、予防策を話し合うとともに、きめ細かな環境整備や注意喚起を行い、重大事故防止に努める。また、各施設で食物アレルギーや嘔吐等の処置訓練を適宜実施する。

イ 感染症予防対策

職員はもとより子どもたちも手指消毒やマスクの着用を徹底するとともに、年間を通じて手洗いとうがいを励行する。

併せて、施設内の消毒や室内空気環境の管理を行い、疾病・感染予防に努める。

ウ 避難訓練等の実施

緊急時等対応マニュアルに基づき、年間を通して、避難訓練及び防犯訓練を適宜実施する。

なお、訓練の実施にあたっては専門家の指導を仰ぐ機会を積極的に取り入れ、河川の氾濫による被害が予想される施設においては、水害訓練も併せて行う。

(2) 施設間の連携

令和4年度末に各施設共通の新たな職員マニュアルを策定したことから、職員への定着を図り、業務の標準化及び効率化に向けた取り組みを推進するとともに、法人が運営する7施設（9学童クラブ）の施設長が集まる会議を毎月開催し、必要な情報共有や運営の方向性を確認し、連携を深める。

また、職員の欠員により事業運営に支障が生じる場合は、令和4年度に整備した職員応援要請の手順に沿って対応する。

(3) 中期経営計画の取組推進

中期経営計画に基づき「サービスの質の向上」「人材の育成・定着」「業務の効率化」「新拠点の受託」の4つの行動計画テーマそれぞれに掲げる年度別計画の取り組みを推進する。

その中でも特に、「新拠点の受託」については、以下の取り組みを推進する。

ア 調布市立多摩川児童館学童クラブの運営開始

令和6年度からの調布市立多摩川児童館の受託運営に先行して、令和5年
度から調布市立多摩川児童館学童クラブの受託運営を開始する。調布市と連
携・協力しながら、児童及び保護者との信頼関係を構築するとともに、児童
館運営に向けた引き継ぎを丁寧に行い、地域とのつながりや関係性を構築す
るなど、運営の基盤を整える。

イ 調布市立第三小学校学童クラブの運営開始

第三小学校地域の児童数増加に伴い、令和5年度から第三小学校の敷地内
に新たな学童クラブが開設され、本法人が受託運営を開始する。過去に同建
物内で運営していた経験を踏まえ、児童及び保護者が安心できる環境づくり
に努めるとともに、地域や学校、行政からの信頼に応えるべく円滑な運営を
図る。

ウ 調布市立多摩川小学校学童クラブの移転

多摩川小学校の児童数増加に伴う不足教室対策として、校舎増築工事が行
われ、令和5年度から多摩川小学校学童クラブが増築棟へ移転することとな
った。このことにより、育成環境の改善が見込まれるため、より安全・安心
な居場所の提供と質の向上に努める。

(4) 各学童クラブの重点事項

ア なないろ第1・第2学童クラブ

(ア) 集団生活や各種行事を通じ、異学年との交流を深めながら、1つの目標
に向けて取り組む中で、なないろ第1・第2学童クラブのスローガンであ
る「ゆずりあい」「はなしあい」「たすけあい」の3つの「あい」を基本に
した行動が自発的にできるようにする。

(イ) 職員が自発的に考え、行動し、業務に必要な知識を深めるとともに、
子ども一人ひとりの成長や変化に対し、的確な対応ができるよう、家庭や
学校との連携を図りながら支援を行う。

イ わかば学童クラブ

(ア) 様々な活動を通して、上級生が下級生の良き手本となり、お互いを認め
合い、思いやりをもって過ごすことができるよう導く。そのために、職員
は児童一人ひとりの個性を理解し、信頼関係を築いていく。

(イ) 職員一人ひとりが必要な知識と技能の向上に努めるとともに、職員間で
の情報共有を徹底し、質の高い支援を行う。

ウ 多摩川小学校学童クラブ

(ア) 個性豊かな子どもたちと信頼関係を築いていくために、職員一人ひとり
が子どもの様子を理解し、遊びや行事を通して関係を深めていく。

また、子どもの情報は、職員間で共有し、家庭や学校と連携しながら支
援していく。

(1) 子ども達の見本となれるよう、日頃から自己啓発に努め、職員同士もお互いを尊重しながら質の高い育成を目指す。行事の当番や班活動の内容を工夫し、低学年でも児童が主体となって過ごせる学童クラブづくりを行う。

エ かみいしわら第1・第2学童クラブ

(7) 子どもたちが、集団生活や遊びを通して、思いやりを持って自分の気持ちを言葉で伝え、お互いを尊重し合って過ごせるよう支援する。

(1) 家庭や学校などの関係機関、また職員間の情報共有を密に行うことでの信頼関係を築き、子ども達が安全・安心に過ごせる環境づくりに努める。

オ あおば学童クラブ

(7) 職員は、学童期の経験が子ども達の自己形成の土台となることを理解し、子ども達が自分らしく自信を持って成長していくよう、集団生活の中で多様な価値観を認める関わりを大切にする。

(1) 子どもたちへの支援が途切れる事のないよう、関係機関や家庭との情報交換をきめ細やかに行う。また、そのために必要なネットワークを構築するために、学校活動への協力や地域と関わることに力を惜しまず、開かれた学童クラブ運営に努める。

カ 第三小学校学童クラブ（新規）

(7) 職員は、集団の特性と施設の環境を十分に理解し、子ども達が安全に過ごすために必要な対策を講じるとともに、子ども達に対しても集団生活の中で求められる配慮や守るべき決まりを伝え、安心できる居場所づくりに努める。

(1) 保護者や関係機関と確かな信頼関係を築くため、職員は配慮の行き届いた対応を心がけるとともに、連絡帳やおたより等のツールを効果的に用いて積極的に情報発信を行い、地域に根ざした施設運営を目指す。

キ 多摩川児童館学童クラブ（新規）

(7) 子ども達が主体となって、日々の生活や遊び、行事等を盛り上げていく学童クラブを目指す。そのために、職員は子ども達と丁寧に関わりながら、一人ひとりの個性を大切に守っていく。

(1) 公設民営の学童クラブとして、子ども達や保護者がこれまでと変わらず利用できる環境づくりに努める。児童館事業にも積極的に参加し、児童館併設学童クラブとしての利点を活かしていく。

2 放課後子供教室事業「あそビバ」

(1) 「あそビバ」への名称変更

令和5年4月1日から調布市放課後子供教室事業の名称が、従前の「ユーフォー」から「あそビバ」に変更されるため、掲示物やイベント等を通じて「あそビバ」という名称が定着するよう市と連携して取り組む。

また、名称変更に伴い、事業の内容を充実させることが求められることから、これまでに培ってきた経験を基に、児童が様々な体験をしながら楽しめるよう、職員間でアイディアを出し合いながら、新しい試みを企画・実施していく。

(2) 安全・安心な「あそビバ」運営

ア 開設時間の延長に伴う対応

令和4年度から土曜日を除く開設時間を18時まで試行延長して事業運営を行っている多摩川小学校、若葉小学校に加え、令和5年度から富士見台小学校「あそビバ」でも開設時間を延長することとなった。職員体制を整え、市と連携しながら、児童が安全で安心できる居場所の提供に努めていく。

イ プレイルームの移転に伴う対応

第三小学校学童クラブの新設及び多摩川小学校の校舎増築に伴い、両小学校における「あそビバ」のプレイルームが、同敷地内で移転し、新たな環境で事業運営を行うこととなった。そのため、安全・安心を第一に心掛け、事前のシミュレーションを重ねるなど、職員配置や児童の動線を職員が把握し、理解したうえで児童の受け入れを行う。

また、運営していく中で定期的に見直しを行い、児童が安心できる環境整備に努める。

ウ ヒヤリハットシートの活用

ヒヤリハット事例を職員間で共有し、大きなケガを未然に防ぐ対策を講じるとともに、日頃から職員がヒヤリハットに気付けるよう意識づけを行う。

また、子どもたち自らの目線で危険な場所の確認や行動範囲等の再確認を行い、予防策を講じるとともに、利用人数が大幅に増加する保護者会時等での安全を確保するため、事前にスケジュールを確認し、適宜職員の加配を行い、対応する。

エ 緊急時対応への備え

緊急時等対応マニュアルに基づき、地震や火災等の避難訓練や不審者対応訓練等を関係機関の協力のもとに実施し、非常時の対応に備える。

また、AEDの設置場所を把握するとともに、使用方法について、基本的な操作等ができるよう普通救命講習を定期的に実施する。

(3) 職員の資質向上

ア 子どもの人権に対する意識啓発

放課後子供教室事業に携わる職員としての役割や社会的責任のほか、自らの言動や行動が子どもたちに与える影響の大きさについて、職員一人ひとりが日頃から意識するよう、自らの言動や行動を振り返る機会を設けるなど、子どもの人権に対する意識啓発につなげる。

イ 食物アレルギー対応

土曜日や三季休業中等の学校休業日においては、子どもたちが施設内でお

弁当を摂ることから、全職員が市主催の食物アレルギーに関する研修を定期的に受講するとともに、各施設の自校研修を通して、エピペンの使用方法や食物アレルギー対応等についての見識を深める。

ウ 配慮を要する児童等への対応

配慮を要する児童等の利用にあたり、保護者をはじめ、学校や地域、関係機関と連携するとともに、職員それぞれが研修等に参加し知識の向上を図る。

(4) 中期経営計画の取組推進

令和4年度末に各施設共通の新たな職員マニュアルを策定したことから、職員への定着を図るとともに、業務の標準化及び効率化に向けた取り組みを推進する。

令和5年度社会福祉法人東京かたばみ会事業計画

発行日 令和5年3月23日

発 行 社会福祉法人東京かたばみ会

住 所 〒182-0015

東京都調布市八雲台1-5-5

T E L 042-484-8551

F A X 042-484-8411

E-mail yagumoen@oregano.ocn.ne.jp

U R L <http://www.katabamikai.jp/>
